

別表第20 連結送水管の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 送水口

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近の障害となるものがないこと。

イ 外形

漏れ、変形、損傷等がなく、異物が入っていないこと。

ウ 本体

パッキンの老化等がなく、ホース等が容易に着脱できること。

エ 標識

適正に設けられていること。

(2) 放水用器具格納箱等

ア 放水用器具格納箱

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が確実にできること。

(ウ) 標識

適正に設けられていること。

イ ホース及びノズル

(ア) 外形及び機能

必要本数が所定の位置に正常に収納され、変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の着脱が容易にできること。

(イ) ホースの耐圧性能(ホースの製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。)

所定の水圧をかけた場合において、変形又は著しい漏水がないこと。

ウ 放水口

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

漏れ、変形、損傷等がないこと。

(ウ) 標識

適正に設けられていること。

(エ) 開閉弁

開閉操作が容易にできること。

エ 格納箱

扉の開閉が容易にできること。

(3) 加圧送水装置

ア 電動機の制御装置

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(ウ) 表示

適正であること。

(エ) 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

(オ) 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常で

あること。

(カ) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

(キ) 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(ク) 表示灯

正常に点灯すること。

(ケ) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(コ) 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(サ) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

イ 起動装置

(ア) 直接操作部

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 機能

正常であること。

(イ) 遠隔操作部

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、表示が適正であること。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 機能

正常であること。

ウ 電動機

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 回転軸

回転が円滑であること。

(ウ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(エ) 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

(オ) 機能

正常であること。

エ ポンプ

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 回転軸

回転が円滑であること。

(ウ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(エ) グランド部

著しい漏水がないこと。

(オ) 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

(カ) 性能

適正であること。

オ 呼水装置

(ア) 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

(イ) バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(ウ) 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(エ) 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(4) 中間水槽等

ア 中間水槽

(ア) 外形

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がないこと。

(イ) 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

イ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

ウ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

エ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(5) 配管等

ア 管及び管継手

(ア) 外形

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

(イ) 配管の耐圧性能(配管を設置した日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、配管の耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合及び屋内消火栓設備と当該配管を共用している部分を除く。)

所定の水圧をかけた場合において、変形又は漏水がないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく逃し水量が適正であること。

(6) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、任意の遠隔操作部の操作により加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。

(1) 加圧送水装置

確実に起動すること。

(2) 電動機の運転電流

適正であること。

(3) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音又は異常な振動等がないこと。